

資料 3

協議会の設置について（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第89条の3）

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

